

那珂聖苑の指定管理者選定結果

1 施設の名称と所在地

那珂聖苑 那珂市堤1020番地1

2 指定管理者となる団体

タカラビルメン・五輪共同グループ 龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1

3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者選定委員会等の日程

令和4年 7月29日 募集要項等公表

令和4年 8月23日 現地説明会の実施

令和4年 8月23日～9月22日 指定申請受付

令和4年10月12日 指定管理者選定委員会開催

令和4年10月20日 指定管理者選定委員会の選定結果を市長に報告

令和4年12月19日 市議会において指定管理者の指定について議決

5 選定基準と審査項目

| 評価基準 | 審査項目 |
|----------------------------------|--|
| 1 管理運営を行うにあたっての運営方針について | (1) 施設の設置目的を理解した運営方針となっているか。 |
| | (2) 公の施設としての認識と火葬場の役割・業務内容への認識が妥当であるか。 |
| | (3) 団体として施設を運営する上で、サポート体制、バックアップ体制はあるか。 |
| | (4) 近隣住民等との関係を円滑に進める方針が示されているか。 |
| 2 安全・安心面からの管理運営の具体策など、特徴的な取組について | (1) 利用者の平等な利用が図れる内容になっているか。 |
| | (2) 故人を見送るに相応しい環境が整えられているか。 |
| | (3) 子供、障がい者、高齢者の利用について配慮されているか。 |
| | (4) 環境対策の取組が示されているか。 |
| | (5) 業務の再委託範囲及び委託業者の選定、指導の方法は適切であるか。 |
| 3 施設の管理について | (1) 事業計画の人員配置で安定した管理運営が可能か。 |
| | (2) 職員の指揮監督・管理体制は明確に示されているか。 |
| | (3) 配置職員は、火葬業務に精通しているか、施設の簡易な修繕や植栽の維持管理について技術、知識を有しているか。 |
| | (4) 職員の研修計画・研修内容及び指導育成は十分か。 |
| | (5) 建物・設備の維持管理が適正かつ的確に行われるか。 |
| 4 施設の運営について | (1) 利用者サービスを向上させるための計画が示されているか。 |
| | (2) 利用者サービスを評価し、改善する仕組みは検討されているか。 |
| | (3) 利用者の要望・苦情を把握するための工夫と対応するための具体的な方策があるか。 |
| | (4) 利用者とのトラブルの未然防止策と対処方法を講じているか。 |
| | (5) 施設の設置目的等を積極的に遂行するための自主事業提案が提案されているか。 |
| 5 個人情報保護の措置について | (1) 個人情報の管理体制や社内的な取扱ルールの確立等の組織的な対応が取られているか。 |
| | (2) 個人情報に対する研修の実施等の人的対応が取られているか。 |
| 6 緊急対策について | (1) 災害、事故、盗難等の発生時に迅速な対応ができる組織体制になっているか。 |
| | (2) 安全管理、衛生管理、危機管理に関するマニュアルが整備されているか。また、施設に従事する従業員全てが把握できる取組がされているか。 |
| | (3) 緊急時における連絡体制や市への通報体制が示されているか。 |

| | |
|-----------------|---|
| 7 団体の理念について | (1) 公の施設の指定管理者としてふさわしい経営方針を有しているか。 |
| | (2) 指定管理者となる意義や責務を認識しているか。 |
| | (3) 従業員の労働条件(労働時間、健康管理)は適切か。 |
| 8 経営状況、経理体制について | (1) 団体の経営状況が健全で、管理運営する上で十分なものであるか。 |
| | (2) 過去の決算や業績から経営の安定を欠くような点はないか。 |
| | (3) 事務や会計処理の基準に基づき、適正に処理する体制が整っているか。 |
| | (4) 経理帳簿、台帳等を整備し、情報公開や監査請求に適切に対処できる体制を整えているか。 |
| 9 管理運営の実績 | (1) 斎場における管理運営実績があるか。 |
| | (2) 今後も斎場における管理運営が見込めるか。 |
| 10 収支計画 | (1) 質の高い利用者サービスを確保した上で、経費の削減が図られているか。 |
| | (2) 経費の算出根拠が明確かつ妥当であるか。 |
| | (3) 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 |
| 11 その他 | (1) 地域及び地域経済への貢献に関してどのような考えを持っているか。 |
| | (2) 地元雇用、現在聖苑に勤務している職員の継続雇用について配慮されているか。 |
| | (3) 市内事業者及び那珂市シルバー人材センターは活用されているか。 |

6 選定するべきとした理由

指定管理者選定委員会で申請書類、プレゼンテーションを審査した結果、指定管理運営体制、事業計画書など総合的に優れているとの評価を受け、指定管理者の候補者として適当と認め選定しました。

よって、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 28 号）第 7 条の規定により指定するものである。